

府中市災害時等協力事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域にある事業所の保有する施設、資機材、組織力等が防災上重要な役割を担うことから、府中市災害時等協力事業者登録制度を設けることにより、地域の防災力、防災意識の向上を図り、また災害時には登録した事業者の速やかな協力活動により被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業所」とは、本市の区域内（以下「市内」という。）に存する店舗、工場、営業所及び資機材置き場等をいう。ただし、市内の自主防災組織又は町内会（以下「自主防災組織等」という。）が特に必要とし、市長が認める場合は隣接する市外に存する店舗、工場、営業所及び資機材置き場等を含むものとする。

2 この要綱において、「事業者」とは、事業所を有する個人及び法人又はその他の団体をいう。

(協力事項)

第3条 事業者が協力する事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人的協力
- (2) 物的協力
- (3) 避難施設等の提供
- (4) 資機材等の支援
- (5) その他防災上必要な協力

(登録手続)

第4条 府中市災害時等協力事業者の登録を希望する事業者は、前条に規定する防災協力事項を定めて府中市災害時等協力事業者登録・変更届出（様式1号。以下「届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があった場合において、その内容が適当であると認めるときには、当該届出をした事業者に府中市災害時等協力事業者登録書（様式2号。以下「登録書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録内容について変更が生じたときには、速やかに届出書により、市長に届け出なければならない。その場合、市長は登録書を再交付するものとする。

(登録期間)

第5条 登録事業者として登録する期間（以下「登録期間」という。）は、登録書の交付の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業者から次条第5号の届出がない場合は、さらに1年間登録期間を延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 事業者が死亡、廃止又は解散した場合
- (2) 事業者が第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (3) 事業者が犯罪行為を行ったと認められる場合
- (4) 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に指定する暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員を有する場合
- (5) 事業者が府中市災害時等協力事業者登録抹消届出書（様式3号）の提出により、登録の抹消を届け出た場合
- (6) その他事業者を登録しておくことが適当でないと市長が判断した場合

(協力の実施)

第7条 登録事業者は、災害時において市長、府中市消防団及び自主防災組織等と連携し、第3条各号のうち、協力の届出をした事項につき、自己の業務等に支障とならない範囲内で協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 前項の規定により登録事業者が行う協力活動に要する費用は、当該事業者の負担とする。

(事故報告)

第9条 登録事業者は、協力活動等に従事している従業員等が当該協力活動に起因して負傷したとき又は第三者に損害を与えたときは、事故発生報告書（様式4号）により、速やかに市長に報告するものとする。

(登録事業者の公表等)

第10条 市長は、届出書に記載の内容のうち登録事業者の名称、所在地、協力事項（以下「公表事項」という。）について、市のホームページ等で公表す

ることができる。

- 2 市長は、災害時においては公表事項以外の届出項目を、府中市消防団及び関係の自主防災組織等に提供することができる。
- 3 登録事業者は、自らが登録事業者である旨を印刷物等に表示することができる。

(防災事業への協力)

第11条 登録事業者は、市又は自主防災組織等が実施する防災訓練及び研修会等の防災事業に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。